

令和6年度第3回兵庫県入札監視委員会会議 議事概要

開催日及び場所	令和7年3月27日（木）：TV会議（オンライン開催）			
委 員	塚 本 隆 文 （元兵庫県代表監査委員） 興 津 征 雄 （神戸大学大学院法学研究科教授） 川 島 富士雄 （神戸大学大学院法学研究科教授） 白 子 雅 人 （弁護士） 大 内 美 香 （公認会計士）			
対 象 期 間	令和6年8月1日から令和6年11月30日まで			
事務局報告				
議案1 入札及び契約手続の運用状況等に係る報告等について				
	対象工事の件数	761件	対象期間中の指名停止件数	10件
	対象工事の契約金額合計	50,671,391千円	対象期間中の資格制限件数	0件
	対象工事の平均落札率	91.8%	対象工事：対象期間中に契約締結した契約予定金額250万円超の工事	
議案2 抽出した工事の入札及び契約手続に係る審議について				
	抽出案件の総数		4件	
	う ち	一般競争入札	0件	
		公募型一般競争入札	2件	
		制限付き一般競争入札	1件	
		指名競争入札	1件	
		随意契約	0件	
委員からの質問・意見 及びそれに対する回答	質問・意見		回 答	
	別紙のとおり		別紙のとおり	
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	無し			

No.	質 問 ・ 意 見	回 答
1	事務局報告 令和6年度第2回兵庫県入札監視委員会会議 の議事概要について	
2	議題 議案1 入札及び契約手続の運用状況等に係る報告等 について (令和6年8月1日から令和6年11月30日 までの入札・契約状況)	
	・ 工事を粗雑に行ったということの評価は、ど の機関がどのようにして評価をするのか。	・ 県の仕様通りでない行為を行ったことによ り他の工作物を損壊したということで、工事全 体として粗雑に行ったということで、指名停止 している。もう1件の方は、設計に少し不備が あり、施工上でもそれを確認していれば、その 判断に至らなかったというところで、県が設置 した委員会の方において事業者の責任を認め た報告が出ており、これに基づき粗雑に行った としている。
	・ 今回の停止一覧の中で、粗雑ということが原 因になっているのが、以前に比べると目立つ。	・ 災害があったとか、見つかったとか、告発と かその3つがたまたま重なったと考えられる。
	・ 県もしくは委託を受けた団体等が工事途中に チェックをするとかは、制度としてはないのか。	・ 工事管理におけるマニュアルというのがあり、その各段階において、県の監督員が確認を 行うことになっている。
	・ 指名停止期間が罰則になるが、事故になりか ねない理由で停止期間3ヶ月は短すぎる気がするが。	・ 規定で定められている期間を、この案件が特 別重いという理由で延長するというのは、制度 上難しい。
3	議案2 抽出した工事の入札及び契約手続に係る審議 について	
	(1) 公募型一般競争入札	
	まちづくり部（総務課）発注 兵庫県庁本庁舎第3号館計画修繕機械設備工事	
	・ 金額が大きいにもかかわらず、一者しか応札 していない背景としてはどのようなことが考え られるか。工事の特殊性があって、参加できな かったのか。	・ 建設業界が首都圏や大阪の再開発事業、半導 体工場の建設など非常に活況で、民需が旺盛な ため人手不足、特に機械設備の技術者が非常に 不足している。また改修工事の上に非常に大規 模な工事で技術者が多く必要なため、敬遠する 要素になったと考えている。
	・ J Vの結成について、入札に参加するように 働きかけるといこともあるのか	・ 入札要件として特別共同企業体を求めている が県の方から働きかけは行っていない。
	・ 建設工事、電気工事、管工事があってそれぞ れの作業が重なったりすることもあると思うが、 スケジュール調整はどうなっているか。	・ 建築工事の業者が主体となってマスターエ ンジニアを組みそこに電気設備や機械設備の工 事業者が、工程調整に入るという形になる。あと 工事管理は、まちづくり部の営繕課設備課の担 当者が行っており、都度工程表のチェック管理 を行っている。
	(2) 公募型一般競争入札	
	阪神南県民センター（西宮土木事務所）発注 武庫川水系武庫川 2号床止工改築工事（その 2）	

	・42社が参加したが17社が辞退をしている、というのは何故か。	・まずは参加申し込みをした上で見積りや下請けの手配を考えると多く、例えばこの工事に充てる予定であった配置予定技術者が何らかの理由で当てられなくなったこと等が想定される。
	・入札金額で見ると同額が16社あり、評価点で35.071というものも10社あるが何故そういうことがおこるのか	・他の工事でも同じであるが、積算に使っているソフトの精度がかなり高くなっていて、同じ金額になってくると想定される。
	・無効になるのはどういう理由によるか。	・今回重複受注制限というのがあり、この2号の他に、3号1号というのがあるがこれは3件目になる。1件目2件目で先に落札決定した業者は2号の工事には参加できないということで無効扱いにしている。
	(3) 制限付き一般競争入札	
	まちづくり部（公営住宅整備課）発注 県営南芦屋浜高層住宅緊急通報システム更新工事	
	・開札結果表によると3社が予定価格と比較してかなり高額の出しているが、何故こういう乖離が起きているのか。	・参加はしたけれども、落札するつもりはないということで、高めの設定をした可能性が考えられる。過去の単価なども情報公開請求があれば出しているの、落札をしようとした場合に大きくずれることはあまり想定できない。
	・第1回入札で予定価格超過により再度入札を実施したがなお予定価格を上回っていたので随意契約に移行した、ということであるが、再度入札を行っても予定価格を上回っていることを伝えた上でさらに見積もりを取るのか。	・特に伝えたりはせず落ち率全体の予定価格との乖離率等を見ながら進めている。
	・第1回見積もりでもなお予定価格を上回っていたら予定価格を下回るまで見積もりを繰り返すという手続きでよいのか。	・地方自治法、或いは施行令により再度入札に落札者がいないときは、随意契約ができるようになっており、大体入札は2回、それ以降は見積もり合わせという整理で行っている。
	・予定価格に近づけるために、何か質を落とす、或いはその物を削るといったことを具体的に交渉するのか。	・具体的な話は県の方では当然しないので、どこまで下げようとするのかはあくまで応札する側の判断になる。
	(4) 指名競争入札	
	教育委員会事務局（県立視覚特別支援学校）発注 県立視覚特別支援学校体育館外壁・屋根改修工事	
	・指名競争入札にした理由は。	・建築工事一式に関しては、額で制限つき一般競争入札と指名競争入札の境目をつけていて、5000万円を切る工事については基本的に指名競争入札としている。
	・非常に低い金額で失格になっている業者があるが、こういう金額でできると判断した業者がいるということについて、どう考えているか。	・最低制限価格に関しては、予定価格をまず設定した上で、一定の算式で最低制限価格を設定するというので、要はそれを下回るような額では技術的に、また技量的に一定の品質が保証されないという恐れがある。 また、今回の場合大体同じぐらゐの金額に入札額が集まっている中で、かなり低い額を提示されるということは、こちらが思っている仕様と違う部分があるのではと想定される。
その他：政府調達に関する苦情処理及び建設工事に係る再苦情処理について ・今回の対象期間にはなかった旨、事務局から報告した。		

